

# 半 期 報 告 書

(第 20 期中) 自 平成16年 6 月 1 日  
至 平成16年11月30日

日本オラクル株式会社

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(941-300)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報 .....	1
第 1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	1
2. 事業の内容 .....	2
3. 関係会社の状況 .....	2
4. 従業員の状況 .....	2
第 2 事業の状況 .....	3
1. 業績等の概要 .....	3
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	4
3. 対処すべき課題 .....	5
4. 経営上の重要な契約等 .....	6
5. 研究開発活動 .....	6
第 3 設備の状況 .....	7
1. 主要な設備の状況 .....	7
2. 設備の新設、除却等の計画 .....	7
第 4 提出会社の状況 .....	8
1. 株式等の状況 .....	8
(1) 株式の総数等 .....	8
(2) 新株予約権等の状況 .....	8
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況 .....	15
(4) 大株主の状況 .....	16
(5) 議決権の状況 .....	17
2. 株価の推移 .....	17
3. 役員の状況 .....	17
第 5 経理の状況 .....	18
中間財務諸表等 .....	19
(1) 中間財務諸表 .....	19
(2) その他 .....	32
第 6 提出会社の参考情報 .....	33
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	34

[ 中間監査報告書 ]

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年2月24日
【中間会計期間】	第20期中（自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 新宅 正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03(5213)6666
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 最高財務責任者 野坂 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03(5213)6666
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 最高財務責任者 野坂 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自平成14年 6月1日 至平成14年 11月30日	自平成15年 6月1日 至平成15年 11月30日	自平成16年 6月1日 至平成16年 11月30日	自平成14年 6月1日 至平成15年 5月31日	自平成15年 6月1日 至平成16年 5月31日
売上高(百万円)	39,353	39,778	37,991	86,249	82,858
経常利益(百万円)	10,579	12,647	11,839	25,848	27,784
中間(当期)純利益(百万円)	6,076	7,358	7,001	13,963	16,032
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金(百万円)	22,131	22,131	22,131	22,131	22,131
発行済株式総数(株)	128,194,662	128,194,662	128,194,662	128,194,662	128,194,662
純資産額(百万円)	78,544	78,188	75,086	80,340	79,666
総資産額(百万円)	102,899	103,510	107,003	110,233	111,984
1株当たり純資産額(円)	613.91	613.48	591.36	630.18	626.81
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	47.45	57.74	55.15	108.96	125.20
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額(円)	47.45	57.68	55.10	108.96	125.07
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	35	35	60	110	125
自己資本比率(%)	76.3	75.5	70.2	72.9	71.1
営業活動によるキャッシュ・フロ ー(百万円)	3,713	8,452	5,622	14,138	19,787
投資活動によるキャッシュ・フロ ー(百万円)	9,493	2,210	2,161	40,667	9,902
財務活動によるキャッシュ・フロ ー(百万円)	8,680	9,564	11,359	14,797	16,985
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高(百万円)	80,522	31,346	19,670	34,669	27,569
従業員数(人)	1,588	1,440	1,464	1,440	1,448

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表は作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当企業集団が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成16年11月30日現在

従業員数(人)	1,464
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(9名)を含まず、また、他社からの出向受入者(1名)、嘱託社員(2名)を含んでおります。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しています。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業業績の改善や個人消費の緩やかな伸びを背景に景気の回復傾向が続いているものの、世界経済の減速や円高の影響が懸念される等、景気の先行きに不透明感が強まりました。

当社は、中期経営計画「Oracle Japan Innovation 2003」の2年目を迎え、諸改革の定着と成長を具現化するために、営業体制を刷新し、顧客カバレッジ（範囲）の拡大およびパートナービジネスの拡充を実施いたしました。具体的には、産業毎の組織を進化させ、コンサルティング機能と統合し、ソリューション提案力の増強を図りました。また、中堅・中小企業市場を担当するクロスインダストリー統括本部の組織を強化いたしました。この様に、顧客のニーズに合った製品やサービスを提案する体制を整え、グリッド・コンピューティング（注）を実現する基盤ソフトウェア「Oracle 10g」や、運用管理サービス「Oracle On Demand」等の拡販を進めてまいりました。

この結果、データベース・テクノロジー部門およびサポートサービス部門の売上高は増加したものの、ビジネス・アプリケーション部門およびコンサルティングサービス部門等の売上高が減少し、当中間会計期間の売上高は379億91百万円（前年同期比17億87百万円、4.5%減）となりました。利益面では、エデュケーションサービス部門については、平成15年10月に実施したデータベース技術者認定資格「ORACLE MASTER」制度改定の影響が一巡し、収益性を維持できる状態となり、コンサルティングサービス部門についても構造改革が進み利益を確保できる環境が整ったものの、営業人員増強等の先行投資やコンサルティングサービス部門において採算性の厳しい特定プロジェクトに対して今後見込まれる損失を計上したことから、経常利益は118億39百万円（前年同期比8億8百万円、6.4%減）、中間純利益は70億1百万円（前年同期比3億57百万円、4.9%減）となりました。

（注）一般的には、ネットワークを経由して複数のコンピュータを連結し、仮想的に高性能コンピュータをつくり並列処理を行わせることで、高速で大量の情報処理を実現することを指す。ここでは、オラクルが提唱する「エンタープライズ・グリッド」のことをいう。「エンタープライズ・グリッド」の特徴は、既存のコンピュータ・リソースを最大限に利用する点にあり、孤立化しているシステムでは、リソースの利用に偏りが生じるため、システムリソースを蓄積して、必要なときに各システムにリソースを適切に分配すれば、既存のシステムでも総合的な処理性能を向上させることが可能となる。オラクルのエンタープライズ・グリッドが実現するのはこのようなグリッド・コンピューティングである。

#### 部門別の営業概況

##### 〔ソフトウェアプロダクト〕

データベース・テクノロジー部門においては、大規模なシステムに関しては、旺盛なシステム・データ統合への需要により、メインフレームからオープンシステムへの移行が徐々に本格化してきました。また、中・小規模システムに関しては、システム投資動向の活性化と共に、Linuxサーバーによるオープンシステムが普及してきました。

当社としましては、これらの様々な企業の情報システムへのニーズに対応するため、平成16年4月より基盤ソフトウェアの新製品「Oracle 10g」を出荷し、大規模システム向けに「Oracle Database 10g Enterprise Edition」、中堅・中小規模システム向けに「Oracle Database 10g Standard Edition (Oracle 10g SE)」、「Oracle Standard Edition One(Oracle 10g SE One)」といった製品を最適な価格体系で提供しております。

新製品「Oracle 10g」では導入・管理手順の簡易化と時間の短縮を実現するとともに、Oracle 10g SEにはRAC(注)を標準搭載、Oracle 10g SE Oneでは最小構成で10万円を切る割安な価格を設定する等、中堅・中小企業市場における競争力強化を図っております。

更に、中堅・中小企業市場を担当するクロスインダストリー統括本部や電話・インターネットを活用した営業組織「Oracle Direct」の体制強化も奏効し、新規顧客開拓や既存顧客への深耕による顧客基盤の拡充等、着実に成果を上げております。

当期は、大型案件の先送りの影響があったものの、RAC等のオプション製品が前年同期比増加し、Oracle 10g SEおよびOracle 10g SE Oneも堅調に推移したため、データベース・テクノロジー部門の売上高は169億70百万円（前年同期比2億29百万円、1.4%増）となりました。

（注）Real Application Clustersの略称。当社のデータベースソフトのオプション製品。ひとつのデータベースを複数のサーバー（ハードウェア）で共有し、負荷の分散と障害時におけるシステム全体の停止を防ぐとともに、負荷やビジネスの増加に応じたシステムの拡張をシステムを停止せずに実現する機能。高可用性と拡張性を両立させたオラクルの新世代クラスタ・システムであり、高い信頼性と管理性を持ち、エンタープライズ・グリッド・コンピューティングを支える基盤技術。

ビジネス・アプリケーション部門においては、顧客カバレッジの拡大やコンサルティング機能との統合によるソリューション提案力の強化により、見込案件は着実に積み上がったものの、顧客の投資に対する慎重な姿勢が影響し、また前年同期における大型案件の反動もあって、売上高は6億17百万円（前年同期比6億37百万円、50.8%減）となりました。こうした状況を受けて、当社は、販売強化策として、業務機能を拡充した最新版の「Oracle E-Business Suite 11i.10」を平成16年11月30日より出荷開始するとともに、より顧客のニーズに対応できる組織体制の構築に着手しました。

以上により、ソフトウェアプロダクト部門の売上高は175億87百万円（前年同期比4億7百万円、2.3%減）となりました。

#### 〔サービス〕

サポートサービス部門においては、顧客の情報インフラの安定稼働に対する要求の高まりを受けて、売上高は171億48百万円（前年同期比21億65百万円、14.5%増）と堅調に推移いたしました。しかしながら、エデュケーションサービス部門においては、企業のIT教育投資抑制、また、データベース技術者認定資格「ORACLE MASTER」制度を平成15年10月に改定したことによる影響を受け、売上高は10億40百万円（前年同期比5億46百万円、34.4%減）、コンサルティングサービス部門においては、事業構造改革の推進およびビジネス・アプリケーションの売上高減少の影響を受け、売上高は22億14百万円（前年同期比29億98百万円、57.5%減）となりました。

以上により、サービス部門の売上高は204億3百万円（前年同期比13億79百万円、6.3%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間では、税引前中間純利益118億47百万円（前年同期比7億35百万円減）を計上しました。売上債権は回収が進んだことにより21億74百万円減少しました。法人税等の支払額は前事業年度が増益であったこと等により、前年同期比21億60百万円増加の62億65百万円となりました。これらの結果、営業活動により得られた資金は、56億22百万円（前年同期比28億30百万円減）となりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は、21億61百万円（前年同期比49百万円減）となりました。これは主に有価証券の取得によるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、113億59百万円（前年同期比17億95百万円増）となりました。これは主に配当金の支払によるものです。

以上の結果、当中間会計期間末における現金及び現金同等物は196億70百万円（前中間会計期間末比116億76百万円減、前事業年度末比78億98百万円減）となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
サポートサービス	17,148	14.5
エデュケーションサービス	1,040	34.4
コンサルティングサービス	2,214	57.5
合計	20,403	6.3

（注）1．金額は販売価額によっております。

2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社の生産業務の内容は、サポートサービス、エデュケーションサービスおよびコンサルティングサービスといったサービス業務であり、個別受注の占める割合が僅少なため、受注状況の記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額(百万円)	前年同期比(%)
ソフトウェアプロダクト		
データベース・テクノロジー	16,970	1.4
ビジネス・アプリケーション	617	50.8
小計	17,587	2.3
サービス		
サポートサービス	17,148	14.5
エデュケーションサービス	1,040	34.4
コンサルティングサービス	2,214	57.5
小計	20,403	6.3
合計	37,991	4.5

(注) 前中間会計期間および当中間会計期間の主な相手先に対する販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
富士通(株)	4,807	12.1
日本電気(株)	4,371	11.0

相手先	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)
日本電気(株)	4,680	12.3
富士通(株)	4,611	12.1

### 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約を以下のとおり行っております。

##### オラクル・パートナー契約

当社は、伊藤忠テクノサイエンス株式会社と平成15年6月1日に締結しましたオラクル・パートナー契約（販売代理店契約）を更新いたしました。

相手先	契約年月日	契約期間
伊藤忠テクノサイエンス㈱	平成16年9月1日	平成16年9月1日から1年毎に更新

#### 5【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発したソフトウェアプロダクトの国内市場における販売と、当該ソフトウェアプロダクトの利用を支援する各種サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

ソフトウェアプロダクトの研究開発はオラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、当社は新製品開発の初期の段階から参画しており、オラクル・コーポレーションとの密接な協力により、日本市場に適合した商品開発に反映させております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	512,770,000
計	512,770,000

(注) 「株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年2月24日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	128,194,662	同左	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	128,194,662	同左	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成17年2月1日以降提出日までのストックオプションの権利行使により発行されたものは含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(注1)	3,734個	3,640個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	373,400株	364,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	3,870円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,870円 資本組入額 1,935円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2. 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日（平成14年10月1日）の属する月の前月（平成14年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(口) 平成14年8月21日定時株主総会決議による第2回分（平成14年11月19日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(注1)	2個	2個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	200株	200株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	3,153円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,153円 資本組入額 1,577円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年11月19日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分（平成14年9月24日取締役会決議）」の(注)2に同じであります。なお、3,153円は発行日（平成14年11月19日）の属する月の前月（平成14年10月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,153円と発行日の終値2,830円との比較により、3,153円としたものであります。

3. 「(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成14年9月24日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

(八)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(注1)	3,016個	2,978個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	301,600株	297,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	5,931円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,931円 資本組入額 2,966円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
  - 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
  - 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二) 平成15年8月21日定時株主総会決議による第2回分(平成16年1月9日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(注1)	15個	5個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	1,500株	500株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	6,420円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 6,420円 資本組入額 3,210円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年1月9日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「(八)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、6,420円は権利付与日(平成16年1月9日)の属する月の前月(平成15年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,342円と権利付与日の終値6,420円との比較により、6,420円としたものであります。
3. 「(八)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)3に同じであります。
4. 「(八)平成15年8月21日定時株主総会決議による第1回分(平成15年9月24日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

(ホ) 平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数(注1)	3,356個	3,284個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	335,600株	328,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	5,583円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 5,583円 資本組入額 2,792円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
2. 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
- また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

新株予約権付社債

該当事項はありません。

その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ) 平成11年8月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	313,850株	312,650株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	11,132円	同左
新株予約権の行使期間	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,132円 資本組入額 5,566円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成11年8月25日開催の第14回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2. 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額または権利付与日(ただし、取引が成立しない場合は、直近の取引成立日)の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,132円は、権利付与日（平成11年10月1日）の属する月の前月（平成11年9月）の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格の平均値による金額15,365円と、権利付与日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格16,700円との比較により決定された発行価額16,700円を、平成12年4月28日付の有償一般募集による新株の発行価額が時価を下回ったことによる調整を行い、さらに平成12年7月19日付にて実施した株式分割（1株：1.5株）の比率で調整した金額であります。

3. (1) 権利を付与された者（以下、「権利者」という）は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。ただし、単位株未満の端数が生じた場合は、に繰り越すものとする。
- 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(口) 平成12年8月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	245,800株	243,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	28,205円	同左
新株予約権の行使期間	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 28,205円 資本組入額 14,103円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成12年8月24日開催の第15回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

28,205円は権利付与日（平成12年10月1日）の属する月の前月（平成12年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値28,205円と権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近の取引日、すなわち平成12年9月29日）の終値24,880円との比較により、28,205円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。
- 平成14年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- 平成16年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(八) 平成13年8月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成16年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年1月31日)
新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注1)	341,000株	338,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	11,780円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 11,780円 資本組入額 5,890円	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)	同左

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。
2. 権利付与日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日（平成13年10月1日）の属する月の前月（平成13年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3. (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約（以下、「付与契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。

平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4. 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年6月1日～ 平成16年11月30日	-	128,194,662	-	22,131	-	33,569

## (4) 【大株主の状況】

平成16年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
オラクル・ジャパン・ ホールディング・インク 常任代理人 日興コーディアル証券株式会 社	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A. (東京都千代田区丸の内3-3-1)	95,067	74.16
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	3,214	2.51
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,197	2.49
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	3,016	2.35
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会 社1口 常任代理人 日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	1,163	0.91
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	521	0.41
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	468	0.37
UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-3	466	0.36
三菱信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区丸の内1-4-5	464	0.36
ジーピーモルガンチエースシーアールイ ーエフジヤスデックレンディングアカウン ト 常任代理人 株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	415	0.32
計	-	107,994	84.24

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,222千株あります。

2. 上記信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,200千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,020千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,703千株
三井アセット信託銀行株式会社	1,163千株
みずほ信託銀行株式会社	491千株
UFJ信託銀行株式会社	439千株
三菱信託銀行株式会社	464千株

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,222,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,045,700	1,260,457	-
単元未満株式	普通株式 926,662	-	-
発行済株式総数	128,194,662	-	-
総株主の議決権	-	1,260,457	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が19,800株(議決権の数198個)含まれております。

【自己株式等】

平成16年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本オラクル株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4-1	1,222,300	-	1,222,300	0.95
計	-	1,222,300	-	1,222,300	0.95

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	6,100	6,190	5,840	5,760	5,770	5,470
最低(円)	5,080	5,320	5,070	5,360	5,210	5,150

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役副社長執行役員	村木 央明	平成16年12月8日

## 第5【経理の状況】

### 1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）及び当中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

### 3．中間連結財務諸表について

「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	2.1%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.5%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年11月30日)		当中間会計期間末 (平成16年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		31,346		19,670		27,569	
2. 受取手形		-		3		3	
3. 売掛金		12,044		10,381		12,556	
4. 有価証券		52,498		69,519		64,021	
5. たな卸資産		25		7		7	
6. 繰延税金資産		1,251		1,388		1,519	
7. その他		835		777		731	
8. 貸倒引当金		53		5		23	
流動資産合計		97,948	94.6	101,742	95.1	106,386	95.0
固定資産							
1. 有形固定資産							
(1)建物付属設備		421		464		457	
(2)器具及び備品		723		702		741	
有形固定資産合計		1,144		1,166		1,199	
2. 無形固定資産		50		16		47	
3. 投資その他の資産							
(1)投資有価証券		697		839		1,068	
(2)関係会社株式		33		33		33	
(3)繰延税金資産		621		470		495	
(4)差入保証金		2,877		2,703		2,704	
(5)その他		158		57		80	
(6)貸倒引当金		21		25		31	
投資その他の資産 合計		4,367		4,078		4,351	
固定資産合計		5,562	5.4	5,261	4.9	5,598	5.0
資産合計		103,510	100.0	107,003	100.0	111,984	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年11月30日)		当中間会計期間末 (平成16年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
流動負債							
1. 買掛金		6,887		6,680		7,207	
2. 未払金		2,244		9,385		6,306	
3. 未払法人税等		4,766		4,694		6,213	
4. 未払消費税等		700		366		727	
5. 前受金		9,173		9,370		9,737	
6. 賞与引当金		817		838		776	
7. その他		733		580		1,348	
流動負債合計		25,322	24.5	31,917	29.8	32,317	28.9
負債合計		25,322	24.5	31,917	29.8	32,317	28.9
<b>(資本の部)</b>							
資本金		22,131	21.4	22,131	20.7	22,131	19.8
資本剰余金							
1. 資本準備金		33,569		33,569		33,569	
2. その他資本剰余金		1		-		2	
資本剰余金合計		33,570	32.4	33,569	31.4	33,571	30.0
利益剰余金							
1. 利益準備金		3,212		3,212		3,212	
2. 任意積立金		121		94		121	
3. 中間(当期)未処分利益		21,700		21,416		25,913	
利益剰余金合計		25,035	24.2	24,724	23.1	29,247	26.0
その他有価証券評価差額金		127	0.1	203	0.2	332	0.3
自己株式		2,676	2.6	5,541	5.2	5,616	5.0
資本合計		78,188	75.5	75,086	70.2	79,666	71.1
負債資本合計		103,510	100.0	107,003	100.0	111,984	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)		当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)		前事業年度 の要約損益計算書 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高		39,778	100.0	37,991	100.0	82,858	100.0			
売上原価		17,769	44.7	15,777	41.5	35,515	42.9			
売上総利益		22,009	55.3	22,214	58.5	47,343	57.1			
販売費及び一般管理 費		9,400	23.6	10,403	27.4	19,619	23.6			
営業利益		12,609	31.7	11,810	31.1	27,723	33.5			
営業外収益	1	59	0.1	67	0.2	94	0.0			
営業外費用	2	20	0.0	38	0.1	33	0.0			
経常利益		12,647	31.8	11,839	31.2	27,784	33.5			
特別利益	3	-	-	42	0.1	-	-			
特別損失	4	64	0.2	34	0.1	68	0.1			
税引前中間(当期) 純利益		12,583	31.6	11,847	31.2	27,715	33.4			
法人税、住民税及び 事業税		4,802		4,602		11,544				
法人税等調整額		421	5,224	13.1	244	4,846	12.8	139	11,683	14.1
中間(当期)純利益		7,358	18.5	7,001	18.4	16,032	19.3			
前期繰越利益		14,341		14,425		14,341				
自己株式処分差損		-		9		-				
中間配当額		-		-		4,460				
中間(当期)未処分 利益		21,700		21,416		25,913				

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		12,583	11,847	27,715
減価償却費		234	219	487
貸倒引当金の増減額(減少: )		33	23	2
賞与引当金の増減額(減少: )		249	61	290
受取利息及び受取配当金		7	7	13
支払利息		6	0	14
投資有価証券評価損		12	4	15
投資有価証券売却益		-	24	-
投資有価証券売却損		-	2	-
固定資産除売却損		0	4	1
売上債権の増減額(増加: )		4,769	2,174	4,254
たな卸資産の増減額(増加: )		4	0	21
未収入金の増減額(増加: )		42	139	37
その他流動資産の増減額(増加: )		35	163	135
仕入債務の増減額(減少: )		2,023	527	1,703
未払金の増減額(減少: )		640	434	559
未払消費税等の増減額(減少: )		232	360	205
前受金の増減額(減少: )		67	366	631
その他流動負債の増減額(減少: )		1,868	623	1,253
その他		140	37	43
小計		12,541	11,885	29,174
利息及び配当金の受取額		50	2	56
利息の支払額		7	0	15
法人税等の支払額		4,105	6,265	9,400
特別退職関連費用の支払額		27	-	27
営業活動によるキャッシュ・フロー		8,452	5,622	19,787

		前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー 計算書 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		41,798	29,014	79,823
有価証券の償還による収入		39,773	27,000	70,273
有形固定資産の取得による支出		516	174	829
無形固定資産の取得による支出		3	0	5
投資有価証券の取得による支出		100	-	127
投資有価証券の売却による収入		4	29	4
保証金の差入による支出		11	1	16
保証金の返還による収入		440	0	615
その他		-	-	6
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,210	2,161	9,902
財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		9	6	2,957
自己株式の売却による収入		4	69	5
配当金の支払額		9,559	11,422	14,034
財務活動によるキャッシュ・フロー		9,564	11,359	16,985
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		3,323	7,898	7,100
現金及び現金同等物の期首残高		34,669	27,569	34,669
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高		31,346	19,670	27,569

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券</p> <p>子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2)たな卸資産 月別総平均法に基づく原価法によっております。</p>	<p>(1)有価証券</p> <p>子会社株式 同左</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2)たな卸資産 同左</p>	<p>(1)有価証券</p> <p>子会社株式 同左</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2)たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産</p> <p>建物付属設備 定率法</p> <p>器具及び備品 イ.コンピュータハードウェア 定額法</p> <p>ロ.その他 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物付属設備 8年～15年</p> <p>器具及び備品 イ.パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ.サーバー 3年</p> <p>ハ.その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間(5年)に基づき償却しております。</p>	<p>(1)有形固定資産</p> <p>建物付属設備 同左</p> <p>器具及び備品 イ.コンピュータハードウェア 同左</p> <p>ロ.その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物付属設備 8年～15年</p> <p>器具及び備品 イ.パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ.サーバー 3年</p> <p>ハ.その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>	<p>(1)有形固定資産</p> <p>建物付属設備 同左</p> <p>器具及び備品 イ.コンピュータハードウェア 同左</p> <p>ロ.その他 同左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <p>建物付属設備 8年～15年</p> <p>器具及び備品 イ.パーソナルコンピュータ 2年</p> <p>ロ.サーバー 3年</p> <p>ハ.その他 5年～8年</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>
4. 収益の計上基準	コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2)法人税等の会計処理の方法 当中間会計期間にかかる納付税額及び法人税等調整額の計算に当たっては、当事業年度の利益処分において予定している特別償却準備金の取崩額を課税所得に反映させております。</p>	<p>(1)消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2)法人税等の会計処理の方法 同左</p>	<p>(1)消費税等の処理方法 同左</p> <p>(2)</p>

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成16年5月31日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、この会計基準適用による損益に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)
<p>(中間貸借対照表)                      前中間会計期間末において区分掲記していた「未払費用」は重要性が低くなったため、当中間会計期間末においては流動負債の「その他」に5百万円含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
	<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について)                      法人事業税の「外形標準課税制度」の導入に伴い、法人事業税における付加価値割及び資本割部分については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、当中間会計期間より、販売費及び一般管理費として処理しております。なおこれにより、販売費及び一般管理費が144百万増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額減少しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年11月30日)	当中間会計期間末 (平成16年11月30日)	前事業年度末 (平成16年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 4,227百万円	有形固定資産の減価償却累計額 4,305百万円	有形固定資産の減価償却累計額 4,368百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 26百万円	1. 営業外収益のうち主要なもの 旅費交通費還付金 12百万円	1. 営業外収益のうち主要なもの 保険配当金 26百万円 旅費交通費還付金 23百万円
2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 9百万円	2. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 30百万円	2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 14百万円
3.	3. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 24百万円 貸倒引当金戻入益 18百万円	3.
4. 特別損失のうち主要なもの 事務所統廃合費用 49百万円	4. 特別損失のうち主要なもの 電話施設利用権評価損 27百万円	4. 特別損失のうち主要なもの 事務所統廃合費用 49百万円 投資有価証券評価損 15百万円
5. 減価償却実施額 有形固定資産 228百万円 無形固定資産 6百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 214百万円 無形固定資産 5百万円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 475百万円 無形固定資産 12百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自平成15年6月1日 至平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自平成16年6月1日 至平成16年11月30日)	前事業年度 (自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成15年11月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成16年11月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成16年5月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 31,346	現金及び預金勘定 19,670	現金及び預金勘定 27,569
現金及び現金同等物 31,346	現金及び現金同等物 19,670	現金及び現金同等物 27,569

## (リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	前事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
オペレーティング・ リース取引(借主 側)		未経過リース料	未経過リース料
		1年内 5百万円	1年内 3百万円
		1年超 7百万円	1年超 4百万円
		合計 13百万円	合計 7百万円

## (有価証券関係)

前中間会計期間末(平成15年11月30日現在)

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)国債・地方債等	-	-	-
(2)社債	3,001	3,008	6
(3)その他	-	-	-
合計	3,001	3,008	6

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	143	357	214
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	143	357	214

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1)満期保有目的の債券 コマーシャルペーパー	49,496
(2)その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	340

当中間会計期間末（平成16年11月30日現在）

有価証券

1.子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)国債・地方債等	-	-	-
(2)社債	4,424	4,423	0
(3)その他	-	-	-
合 計	4,424	4,423	0

3.その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	149	492	343
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合 計	149	492	343

4.時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
(1)満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	60,095
譲渡性預金	4,999
(2)その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	346

前事業年度末（平成16年5月31日現在）

有価証券

1. 子会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	-	-	-
(2) 社債	1,426	1,426	0
(3) その他	-	-	-
合 計	1,426	1,426	0

3. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	143	704	560
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合 計	143	704	560

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
コマーシャルペーパー	58,595
譲渡性預金	3,999
(2) その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	364

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	前事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
当社はデリバティブ取引を全く利用 しておりませんので該当事項はあり ません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	前事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	前事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
1株当たり純資産額 613.48円	1株当たり純資産額 591.36円	1株当たり純資産額 626.81円
1株当たり中間純利益金額 57.74円	1株当たり中間純利益金額 55.15円	1株当たり当期純利益金額 125.20円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 57.68円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 55.10円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 125.07円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	前事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	7,358	7,001	16,032
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	89
(うち利益処分による取締役賞与金)	(-)	(-)	(88)
(うち利益処分による監査役賞与金)	(-)	(-)	(1)
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	7,358	7,001	15,942
期中平均株式数(株)	127,449,652	126,959,054	127,341,835
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	131,507	114,549	129,349
(うち新株予約権(株))	(131,507)	(114,549)	(129,349)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 975,300株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数 6,387個) 新株引受権3種類(新株引受権の株式の数 900,650株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数 3,211個) 新株引受権2種類(新株引受権の株式の数 937,750株) これらの詳細については、「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年6月1日 至 平成15年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	前事業年度 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)
自己株式の取得 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成15年8月21日定時株主総会決議に基づき、平成16年1月9日の取締役会において市場買付けによる自己株式の取得を決議いたしました。 取得期間は平成16年1月20日から2月19日までであり、上記期間中に取得した自己株式は、普通株式260,700株、1,496百万円であります。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(2)【その他】

平成16年12月22日開催の取締役会において、当中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 7,618百万円

1株当たりの金額 60円

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成17年2月9日

(注)平成16年11月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払いを行います。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第19期)(自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)平成16年8月26日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成17年1月24日 関東財務局長に提出

事業年度(第19期)(自平成15年6月1日 至平成16年5月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 臨時報告書及びその訂正報告書

平成16年9月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

平成16年10月1日 関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成16年9月28日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

(4) 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

報告期間 (自平成16年5月1日 至平成16年5月31日) 平成16年6月2日 関東財務局長に提出

報告期間 (自平成16年6月1日 至平成16年6月30日) 平成16年7月6日 関東財務局長に提出

報告期間 (自平成16年3月1日 至平成16年3月31日)の訂正報告書

平成16年7月30日 関東財務局長に提出

報告期間 (自平成16年7月1日 至平成16年7月31日) 平成16年8月4日 関東財務局長に提出

報告期間 (自平成16年8月1日 至平成16年8月25日) 平成16年9月1日 関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成16年2月25日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 二村 隆章 印

関与社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成15年6月1日から平成16年5月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成15年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年6月1日から平成15年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成17年2月24日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 二村 隆章 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 恵子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成16年6月1日から平成17年5月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成16年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。